



I N N O V A T I O N



グローバル・エクスパンシャル・イノベーション・ファンド

追加型投信／内外／株式

● 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

● ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

● 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

● ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

みずほ信託銀行株式会社

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グローバル・エクスボネンシャル・イノベーション・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月21日に関東財務局長に提出しており、2026年1月22日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜委託会社の情報＞

委 託 会 社 名 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
 設 立 年 月 日 1959年12月1日
 資 本 金 173億6,304万円
 運用する投資信託財産の
合 計 純 資 産 総 額 36兆3,597億円
 (2025年10月末現在)

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
 「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。



ファンドの目的

主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されており、持続可能な未来に向けた課題の解決に関連し、破壊的イノベーションを起こし得るビジネスを行なう企業の株式を投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色



主に、世界の上場株式の中から、社会課題解決への寄与が期待される破壊的イノベーション関連企業の株式*を実質的な投資対象とします。

*預託証券を含みます。

- 当ファンドでは、SDGs(持続可能な開発目標)を社会課題としてとらえ、銘柄選定を行ないます。
- 破壊的イノベーション関連企業の技術、製品・サービスやビジネスモデルが社会課題解決の達成にどの程度寄与するかを測る「ARKインパクト・スコア」*を用いて、個別企業の投資魅力を判断します。
*「ARKインパクト・スコア」については後述をご参照ください。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として、為替ヘッジは行ないません。



個別銘柄の選定において、アーク社の調査力を活用します。

- イノベーションにフォーカスした調査に強みを持つ、米国のアーク・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(アーク社)からの助言をもとに、アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクが当ファンドの主な投資対象であるルクセンブルグ籍円建外国投資法人「アモーヴァARKポジティブ・チェンジ・イノベーション・ファンドクラスP」の運用を行ないます。



年1回、決算を行ないます。

- 毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

●当ファンドは「ESG投信」です

- ・当ファンドは、全ての組入銘柄の選定においてESGを主要な要素としており、アモーヴァ・アセットマネジメントが「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を踏まえて定めた「ESG投信」です。
- ・破壊的イノベーション関連企業の技術、製品・サービスやビジネスモデルが、社会課題解決の達成にどの程度寄与するかを測る「ARKインパクト・スコア」を用いて銘柄選定を行ないます。

※詳細は、運用プロセスなどをご参照ください。

運用プロセス

- 当ファンドの実質的な運用を担当するアモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインク*の運用プロセスは以下の通りです。

*アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクは、アモーヴァ・アセットマネジメント・グループのグローバル運用の米国拠点です。

＜運用プロセス＞

投資対象

(世界の金融商品取引所に上場する企業の株式)

投資ユニバース

ポートフォリオ

パフォーマンスおよびリスクモニタリング

破壊的イノベーションに関するテーマが社会課題解決の達成にどの程度寄与するのかを「ARKインパクト・スコア」*で測り、投資銘柄の絞り込みを行ないます(10段階評価のうち、7以上の銘柄を選定)。また、「企業」や「株価」の視点も加味した上で投資対象銘柄を選定します。

なお、世界が抱える社会課題をとらえるにあたっては、国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)を用います。

*ARKインパクト・スコアについては後述をご参照ください。

投資ユニバースの中から、バリュエーションなどを判断し、ポートフォリオを構築。

銘柄選択においては
アーク社の助言を受けます。

※上記は2025年4月末現在の運用プロセスであり、将来変更となる場合があります。

「破壊的イノベーション」とは

商品やサービスの性能をより高める「持続的(継続的)イノベーション」に対して、既存の技術やノウハウの価値を破壊し、まったく新しい商品やサービスを生み出すものと当ファンドでは定義しています。

「SDGs」とは

2015年の国連サミットで全ての加盟国が合意した、持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

※国際連合は当ファンドの運用等について一切関与しておらず、いかなる責任も負うものではありません。

●スチュワードシップ方針

アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクはアモーヴァ・アセットマネジメントのグループ会社として、同グループのスチュワードシップ方針に基づき、スチュワードシップ責任を果たしています。

アモーヴァ・アセットマネジメント・グループ(以下、「当社グループ」)では、ESG要素の考慮について、お客様に対する受託者責任の不可欠な一部であると考えています。ESG課題に関する投資先企業とのエンゲージメント(目的を持った建設的な対話)および議決権行使は、株式運用におけるスチュワードシップ活動の主な手段であり、当社グループは議決権行使がお客様の利益に資するよう、細心の注意を払っています。債券運用においては、発行体とのエンゲージメントなど、他のスチュワードシップ手段を用いることで、積極的な投資家となることをめざしています。

ARKインパクト・スコアを用いた銘柄選定について

世界の社会課題解決にインパクトを与える破壊的イノベーションを有する企業は市場で高く評価されるというコンセプトのもと、厳選した銘柄に投資を行ないます。個別企業の選定については、「ARKインパクト・スコア」を用いて、投資銘柄の絞り込みを行ないます。その上で、「企業」や「株価」の視点も加味し、ポートフォリオを構築します。なお、世界が抱える社会課題をとらえるにあたっては、国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)を用います。



ARKインパクト・スコアについて

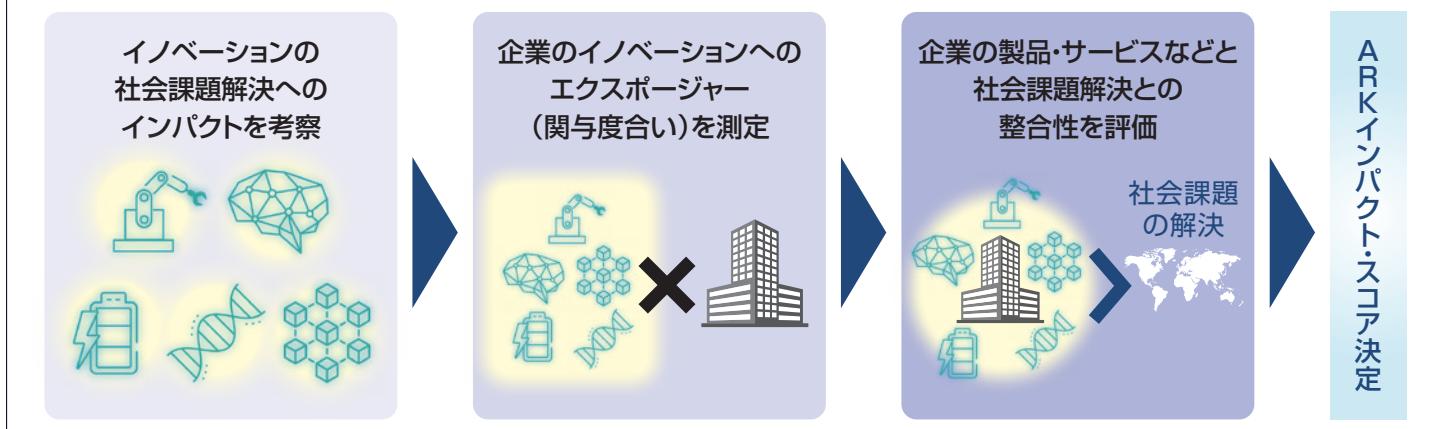
企業の技術、製品・サービスやビジネスモデルなどが**社会課題解決の達成にどの程度寄与するか**を測る、ARK社の独自指標です。

各銘柄は1~10までの10段階で評価され、当ファンドが主要投資対象とする「アモーヴァ ARK ポジティブ・チェンジ・イノベーション・ファンド」では、スコアが7以上の銘柄で構成されます。

また、ARK社が投資銘柄のスコアを6以下と評価した場合には、運用者であるアモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインクが最終判断を行ない、当該銘柄を売却します。

※当ファンドは、環境や社会のインパクト創出を目的としているものではありません。

<「ARKインパクト・スコア」の決定プロセス>



ファンドの仕組み

- 当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



【主な投資制限】・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

【分配方針】・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

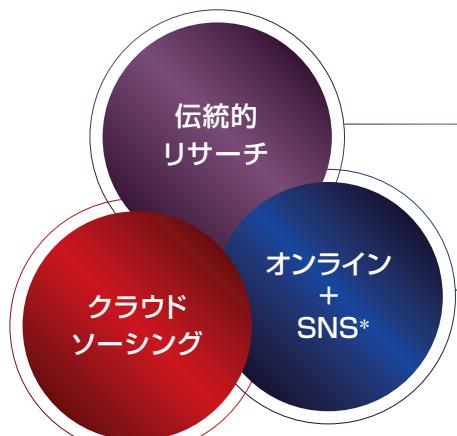
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

アーク社について

- アーク・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(アーク社)では、破壊的イノベーションを発掘するには、従来の伝統的なリサーチ手法だけでは不十分と考え、ユニークなプロセスで調査を行なっています。
- アーク社は、「金融」と「テクノロジー」の融合を目的に、両業界の出身者から成るアナリストチームを擁しており、高い専門性を活かした運用を行なっています。

アーク社のリサーチシステム

伝統的なリサーチ手法で得た情報に加え、外部の専門家と共同研究を行ない、さらにネット上での批評を取り入れて分析の精度を高めていくシステム



ファンダメンタルズ分析や
ボトムアップ分析などを実施

外部の専門家と
投資テーマについて共同で分析し、
成長モデルを構築

構築した成長モデルをもとに、
アーク社自身の見解と
世の中の認識のずれを確認



アーク・インベストメント・
マネジメント・エルエルシー

2014年に米国にて設立

*SNS:ソーシャル・ネットワーク・サービス



当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないとため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自身のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

ESG投資に関するリスク

- ・ESG特性を重視して投資を行なうため、ファンドの基準価額の値動きは市場全体の値動きと異なる場合があります。その結果、ファンドの基準価額は大きく変動する場合があります。
- ※ ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。
- ※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当をする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。
- 当ファンドの運用プロセスにて定める「ARKインパクト・スコア」の評価基準を満たす銘柄が著しく減少した場合には、運用プロセス自体を見直すことがあります。その際、暫定的に運用プロセスを遵守できなくなる可能性や当ファンドが想定するパフォーマンスと異なる可能性があります。
- 当ファンドの運用プロセスにおいてESG評価機関などから提供されるデータを活用する場合がありますが、当該データは投資対象となる企業の情報開示が不十分などの理由により完全性・即時性を確保できないことがあります。

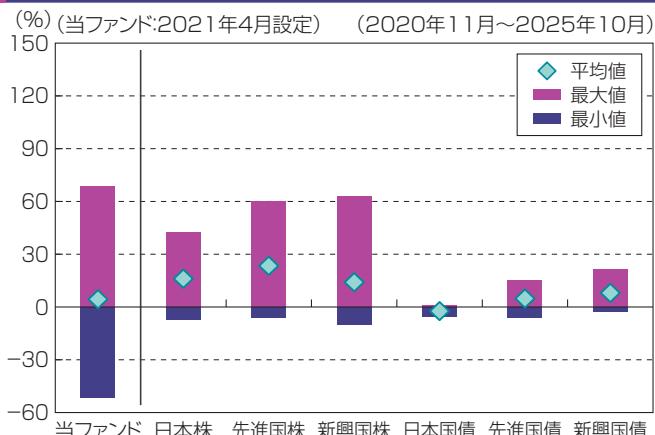
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2025年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、 年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	4.4%	16.1%	23.4%	14.1%	-2.3%	4.8%	8.0%
最大値	68.8%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-51.5%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる
ように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年11月から2025年10月の5年間の各月末に
おける直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび
他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンド
の騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した
理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間
騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年
間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用
しています。

<各資産クラスの指数>

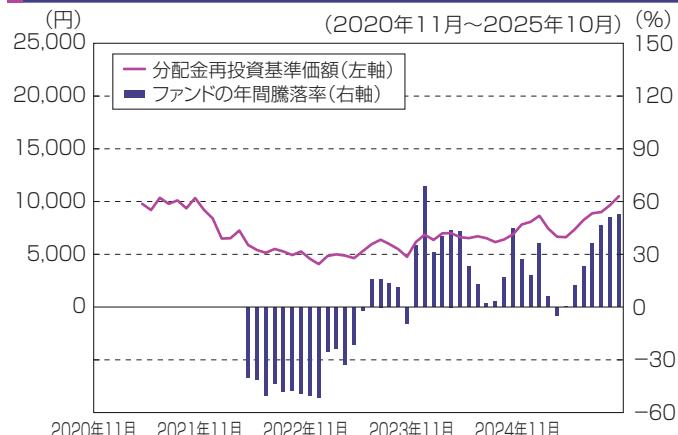
日本株 …… TOPIX(東証株価指数)配当込み
先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込
み、円ベース)

日本国債 …… NORMURA-BPI国債
先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 …… JPMモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド
(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算して
おります。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、
各指数の算出元または公表示に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの
値です。

※分配金再投資基準価額は、2021年4月末の基準価額を起点として
指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末
における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資した
ものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および
実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる
場合があります。



基準価額・純資産の推移



分配の推移(税引前、1万口当たり)

2022年4月	2023年4月	2024年4月	2025年4月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

資産	比率
アモーヴァ ARK ポジティブ・チェンジ・イノベーション・ファンド クラスP 円建投資証券	98.5%
日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)	0.1%
現金その他	1.4%

※比率は対純資産総額比です。

<組入上位10業種>

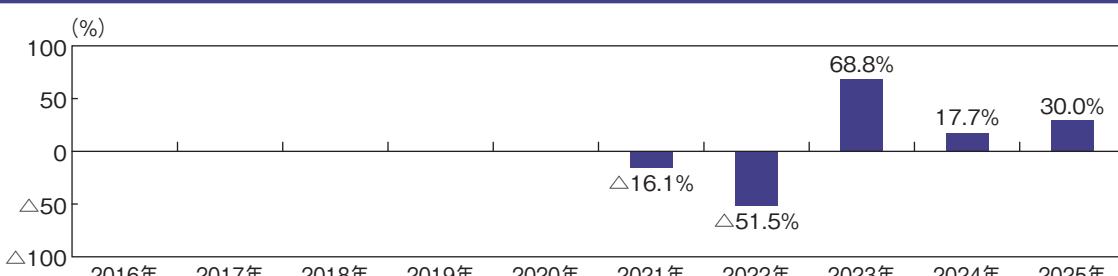
	業種	比率
1	ヘルスケア	30.7%
2	情報技術	23.7%
3	金融	19.2%
4	一般消費財・サービス	13.8%
5	コミュニケーション・サービス	6.3%
6	エネルギー	1.9%
7	資本財・サービス	1.5%
8	素材	0.6%

※比率はアモーヴァ ARK ポジティブ・チェンジ・イノベーション・ファンド クラスP 円建投資証券の純資産総額比です。

<組入上位10銘柄>(銘柄数:58銘柄)

	銘柄名	国・地域名	業種	比率
1	Tesla Inc テスラ	アメリカ	一般消費財・サービス	8.8%
2	ROBINHOOD MARKETS INC - A ロビンフッド・マーケッツ	アメリカ	金融	7.1%
3	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A コインベース・グローバル	アメリカ	金融	6.4%
4	Tempus Ai Inc テンパスAI	アメリカ	ヘルスケア	5.2%
5	SHOPIFY ショッピファイ	カナダ	情報技術	5.2%
6	Teradyne Inc テラダイン	アメリカ	情報技術	3.6%
7	Roku, Inc. Class A ロク	アメリカ	コミュニケーション・サービス	3.5%
8	Cloudflare Inc クラウドフレア	アメリカ	情報技術	2.7%
9	Block, Inc. Class A ブロック	アメリカ	金融	2.5%
10	Advanced Micro Devices, Inc. アドバンスト・マイクロ・デバイセズ	アメリカ	情報技術	2.4%

年間收益率の推移



※ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2021年は、設定時から2021年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年10月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年1月22日から2026年7月17日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行いません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデータや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2021年4月26日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することができます。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス www.amova-am.com ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.9625%(税抜0.875%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用の配分(年率)>						
		運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率						
		<table><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>0.875%</td><td>0.200%</td><td>0.650%</td><td>0.025%</td></tr></table>	合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.875%	0.200%
合計	委託会社	販売会社	受託会社					
0.875%	0.200%	0.650%	0.025%					
投資対象とする 投資信託証券	委託会社	委託した資金の運用の対価						
	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価						
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価						
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。								
実質的な負担	純資産総額に対し年率0.705%以内 ※投資対象とする投資信託証券の想定される組入比率に基づき委託会社が算出した上限値です。							
	純資産総額に対し年率1.6675%(税抜1.58%)以内 ※当ファンドの運用管理費用(年率)に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用(年率)を加えた、受益者が実質的に負担する運用管理費用(年率)について、委託会社が算出した上限値です。当該上限値は、投資対象とする投資信託証券の想定される組入比率に基づき委託会社が算出したものですが、当該投資信託証券の変更などにより見直すことがあります。							
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用、⑤運用において利用する指標の標章使用料などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。						
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。						

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年1月21日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2024年4月23日～2025年4月21日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.70%	0.96%	0.74%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

